

# 国民年金のしくみ



## ◎国民年金制度とは

国民年金制度では、すべての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金に加入した人は、基礎年金を国民年金から、給料に比例した上乘せの年金をそれぞれの年金制度から受けられるようになっています。いわゆる二階建ての年金制度です。

### 国民年金の3つの柱

- ① 年をとったら（65歳）・・・・・・・・・・老齢基礎年金
- ② 病気や事故などで障害になったら・・・・・・・・・・障害基礎年金
- ③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、または子に・・・・・・・・遺族年金

## ◎国民年金には日本国内に住むすべての方が加入します

国民年金に加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人です。職業や収入を問わず加入します。

加入者は3つのグループに分かれます。

### 第1号被保険者

農林漁業者、自営業者、無職、自由業者、学生等（20歳以上60歳未満）

- ・加入の手続き お住まいの市区町村に届け出ます。
- ・保険料 国（社会保険庁）から送付される納付書により保険料を納めます。

### 第2号被保険者

厚生年金の加入者（65歳未満）

※厚生年金の被保険者期間は70歳未満ですが、老齢厚生年金などの受給権を持っている65歳以上の人は国民年金2号被保険者とはなりません。その人は扶養されている配偶者も第3号ではなく、第1号被保険者となります。

- ・加入の手続き 勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
- ・保険料 厚生年金などの保険料を納めるので、それとは別に国民年金を納める必要はありません。（厚生年金に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。）

### 第3号被保険者

厚生年金の加入者に扶養されている配偶者

- ・加入の手続き 配偶者の勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
- ・保険料 納める必要はありませんが、配偶者の勤務先へ第3号被保険者であることを申し出る必要があります。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問合わせください。●

梶加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589